相談員勤務条件等一覧

区　　分		男　女　共　生　相　談　員
1	勤務内容	・男女共生相談業務（家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・ＬＧＢＴの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（ＤＶ）の相談等） ※電話及び面接相談
2	給与額	・給　与　　日額９，４３０円 ・交通費　　通勤費用相当額を付加報酬として支給
3	雇用期間	・採用日　～　令和９年３月３１日 ※契約更新の可能性あり
4	勤務日及び勤務時間	○勤務日 ・１か月につき１７日を超えない範囲内で館長の定める日 ※月１７日未満の勤務も可（例：月５日間や月９日間の勤務） ○勤務時間 ・休館日及び水曜日を除く日 午前９時から午後４時まで（休憩１時間を含む。） ・水曜日 午後１時から午後８時まで（休憩１時間を含む。）
5	勤務を要しない日	・毎月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその日後で最も近い休日でない日）及び１２月２９日から翌年１月３日までの日
6	加入保険等	・健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
7	勤務場所	・福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目１９６－１）
8	必要な経験	・女性相談や児童・福祉など相談業務の経験がある方。 なお、専門的な資格（臨床心理士・精神保健福祉士等）があればなお望ましい。